

○南九州市移住・交流お試し居住条例

平成31年 3月26日
条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、本市への移住を希望している者（以下「移住希望者」という。）に、本市での生活を体験できる機会を提供するため、移住希望者等が一時的に居住する住宅（移住・交流お試し住宅。以下「お試し住宅」という。）を整備し、市外から本市への移住・地域間交流・二拠点居住の推進及び人口の流入を図ることを目的とする。

(お試し住宅)

第2条 お試し住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用対象者)

第3条 お試し住宅を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住希望者又は地域間交流を目的とする者
- (2) お試し居住に関するアンケート協力、感想等の情報発信ができる者
- (3) 暴力団員（南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でない者

(使用許可)

第4条 お試し住宅を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 お試し住宅の使用期間は、使用を1日単位とし、使用開始日から起算して連続する15日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する使用期間内においてお試し住宅を使用しない日があっても、連続して使用したものとみなす。

(使用料)

第6条 お試し住宅の使用料は、次のとおりとする。

区分	単位	使用期間	料金	備考
使用料	1組	1泊	2,000円	
		1日	1,000円	宿泊を伴わない使用

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。

3 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅を使用することができなくなったとき、又はそ

の他市長が認めるときは、既に納付された使用料の全部又は一部を返還することができる。

(立入り)

第7条 市長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要がある
と認めるときは、市長の指定する者にお試し住宅及びその敷地に立ち入らせる
ことができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒む
ことができない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、お試し住宅の使用について常に細心の注意を払い、これらを
正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者が故意又は過失によりお試し住宅の建物、設備、備品等を汚損し、損
傷し、滅失し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。た
だし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りで
ない。

(事故免責)

第9条 お試し住宅が市の責めに帰すべき事由により安全性を欠いている場合を
除き、お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対して、市はその賠償の責
めを負わないものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表知覧武家屋敷庭園
平山邸の項の規定は、平成31年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日条例第16号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月3日南九州市条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南九州市移住・交流お試し居住条例第6条の使用料に係る規定は、
この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用
許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

名称	位置
----	----

